

都市計画法第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第36条第3項の規定により公告します。

平成18年7月28日

京都市長 榊 本 頼 兼

1 許可年月日及び許可番号

平成 18年 6月 5日 第 740 号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

京都市西京区御陵塚ノ越町20番地の9, 20番地の10, 20番地の11,
20番地の12, 31番地の3及び31番地の4

3 許可を受けた者の住所及び氏名

京都市西京区大枝中山町7番地の185

有限会社 ダクターリ

代表取締役 森 尚志

(都市計画局都市景観部開発指導課)